卸売販売業許可申請手続き

必要書類	注意事項
1 許可申請書	 ・許可申請書裏面(注意)参照のこと ・「備考欄」記載事項 小規模卸、特定品目卸、サンプル卸の別 (体外診断用医薬品のサンプルのみを取扱う場合は体外診断用医薬品のサンプル卸である旨) 要冷暗貯蔵医薬品を取り扱わない旨 (冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合) 毒薬を取り扱わない旨(毒薬を取り扱わない場合)
2 構造設備の概要 (別記様式4-1)	・分置された倉庫を有する場合(同一敷地内又は100m以内(路面距離)の近接地にある場合)は「店舗の構造設備の概要」欄に所在地を記載し、平面図を添付すること。
3 登記事項証明書(法人の場合)※	・発行日より6か月以内のもの
4 業務に責任を有する役員の組織 図、規定図又は業務分掌表(法人 の場合)	
5 申請者の医師の診断書※ (申請書様式の申請者の欠格条項 (6)欄に該当するおそれがある 場合)	・発行日より3か月以内のもの
6 営業所管理者の資格を証する書類	・薬剤師免許証の写し(原本照合済のもの)、大学等の卒 業証書の写し、単位取得証明書、実務経験証明書など
7 営業所管理者を雇用する場合は使用関係を証する書類 (別記様式1-1)	
8 法人役員が営業所管理者となる場合は、勤務内容を称する書類 (別記様式1-1)	
9 放射性医薬品を取り扱う場合は種 類と貯蔵設備の概要図	
10 申請手数料	県証紙 32,000円

その他注意事項

※3、5については、既に、同一の書類(上記のそれぞれの期限内のものに限る)を医薬品医療機器等法に基づく申請又は届出の際に県内の総合支庁又は健康福祉企画課に提出している場合は省略することができる。その場合は、「備考」欄に省略した添付書類の名称、提出年月日及び提出先を記載すること。

《サンプル卸又は体外診断用医薬品卸で管理者兼務の場合》

〇主たる業務所の場合:申請書「備考」欄に「管理薬剤師の兼務」「日薬連策定の業務管理要領に 従って管理する」と記載し、併せて管理者兼務許可申請を行う。

〇従たる業務所の場合:申請書「備考」欄に「管理薬剤師の兼務」「日薬連策定の業務管理要領に従って管 理する」と記載し、他都道府県発行の管理者兼務許可証又は管理者兼務許可申請

書の写し(受領印押印のもの)等を添付する。